

B型肝炎の予防接種を受けられる方へ

1. 病気について

B型肝炎ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合もあります。一部重症肝炎といって、激しい症状により命にかかわることもあります。また、症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓の中に潜み（持続感染）、慢性肝炎 → 肝硬変 → 肝がんなどになることがあります。特に小児の場合、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形をとりやすいことが知られています。感染経路は、肝炎ウイルス（HBs抗原）陽性の母親から生まれた新生児、肝炎ウイルス陽性の血液に直接接触したような場合、肝炎ウイルス陽性者との性的接触などで生じます。

2. B型肝炎ワクチンについて

B型肝炎ワクチンは、小児の持続感染を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんの発生を防ごうとすることが最大の目的です。そのため、以前より最も感染リスクが高い肝炎ウイルス陽性の母親から生まれた子どもには出生後できるだけ早く肝炎ワクチンを接種する必要があり、現在は健康保険適応により治療対象となっています。しかし、子どものうちに、肝炎ウイルス陽性である父親や家族、身近に生活している人からも感染のリスクはあります。そのため、なるべく早く、ワクチンの接種が勧められ、母子感染以外でも水平感染対策として平成28年10月より定期接種として開始されました。

3. 予防接種の受け方

〈対象者・年齢〉

生後1歳に至るまで（1歳の誕生日の前日まで）の人

〈受け方〉

3回接種 標準的には生後2か月～生後9か月に至るまでの間に接種

27日以上の間隔で2回、更に1回目から139日以上の間隔をおいて1回を皮下に注射する

※ 対象外となる人

母子感染予防として、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せてB型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある人（引き続き、健康保険が適応されるため）

4. 予防接種後の注意と副反応について

- ① 予防接種を受けたあとはしばらくお子さんの様子をみた後、医療機関の指示に従ってください。
- ② 接種後24時間は、副反応の出現に注意し、観察してください。
- ③ 発熱もなく、体調がよければ接種日当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をなるべく、こすらないようにしてください。
- ④ 接種日当日はいつもどおりの生活をしてかまいません。激しい運動はさけてください。
- ⑤ 接種後、1週間以上あけないと、他の予防接種は受けられません。
- ⑥ 主な副反応としては、発熱、発しん、倦怠感及び注射部位の疼痛、発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）等があります。一般にそれらの症状は軽く、通常、数日中に消失します。また、まれにですがショック、アナフィラキシー症状（じんましん、呼吸困難、口唇浮腫、喉頭浮腫等）、急性散在性脳脊髄炎、ギランバレー症候群、視神経炎、脊髄炎などの発生も報告されています。接種後はお子さんの健康状態に気をつけてください。もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、接種を受けた医師にご相談ください。また、裏面の問い合わせ先にもご連絡ください。

5. 予防接種不適合者（次の方は接種を受けないでください。）

- ① 明らかに発熱している(通常は 37.5℃を超える場合)または、重い急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ② このワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシー(通常接種を受けた後、30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)をおこしたことが明らかな方
- ③ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいと判断された方

6. 予防接種要注意者（次の方は接種を受ける前に、医師にご相談ください。）

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方
- ② 風邪などのひきはじめと思われる方
- ③ 過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた方
- ④ 薬の投与または食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
- ⑤ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方
- ⑥ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは先天性免疫不全症と診断された近親者がいる方
- ⑦ このワクチンの成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方
- ⑧ 家族、友人、クラスメイトの間に麻しん(はしか)、風しん、おたふくかぜ、水痘などの病気が流行しているときで、まだその病気にかかったことがない人

7. 予防接種健康被害救済制度について

重篤な副反応が出現する頻度は極めて稀ですが、みなさんが安心して予防接種が受けられるように、予防接種法では健康被害救済制度がもうけられています。

健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審議会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合は、法に基づく健康被害給付の対象となります。

お問い合わせ先 守口市健康推進課（市民保健センター3階） ☎ 06-6992-2217
--